

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成18～25年度)

(対象：正会員・準会員189行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成18年度	4,168	2,180	43	54
平成19年度	2,600	1,216	43	59
平成20年度	2,000	987	32	22
平成21年度	2,344	1,179	30	33
平成22年度	1,987	1,117	27	45
平成23年度	1,464	649	26	41
平成24年度	1,024	430	17	9
平成24年4月～6月	278	108	5	3
平成24年7月～9月	290	113	4	2
平成24年10月～12月	246	116	5	3
平成25年1月～3月	210	93	3	1
平成25年度	895	464	19	13
平成25年4月～6月	235	108	6	5
平成25年7月～9月	208	153	5	3
平成25年10月～12月	263	120	6	4
平成26年1月～3月	189	82	2	1

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	1,991	1,762	88.5%
平成21年度	2,328	2,078	89.3%
平成22年度	1,981	1,755	88.6%
平成23年度	1,442	1,276	88.5%
平成24年度	1,001	901	90.0%
平成24年4月～6月	270	246	91.1%
平成24年7月～9月	284	256	90.1%
平成24年10月～12月	243	214	88.1%
平成25年1月～3月	204	185	90.7%
平成25年度	858	751	87.5%
平成25年4月～6月	226	209	92.5%
平成25年7月～9月	203	169	83.3%
平成25年10月～12月	250	212	84.8%
平成26年1月～3月	179	161	89.9%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員190行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,050	423	20	14
平成26年4月～6月	299	128	5	3
平成26年7月～9月	287	108	7	7
平成26年10月～12月	271	107	4	3
平成27年1月～3月	193	80	4	1
平成27年度	580	339	8	4
平成27年4月～6月	284	144	3	1
平成27年7月～9月	296	195	5	3
平成27年10月～12月				
平成28年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	1,047	955	91.2%
平成26年4月～6月	285	267	93.7%
平成26年7月～9月	276	247	89.5%
平成26年10月～12月	310	282	91.0%
平成27年1月～3月	176	159	90.3%
平成27年度	329	308	93.6%
平成27年4月～6月	215	199	92.6%
平成27年7月～9月	114	109	95.6%
平成27年10月～12月			
平成28年1月～3月			

- (注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。
- (注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。
- (注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上